

「郵送による住民票などの交付請求書」を
保存期間満了前に誤って廃棄しました

2023年6月1日
郡山市市民部
市民課
課長 大越 洋子
TEL：924-2131

市民部市民課において、住民票の写しなどの交付が完了し、保存していた「郵送による住民票の写しなどの交付請求書」を3年間の保存期間（郡山市文書取扱規程第49条第1項第4号）が満了する前に誤って廃棄しました。

なお、この誤廃棄は、市の内部規定に違反するものですが、法令に違反するものではありません。今後、同様の事案が発生しないよう、コンプライアンスの遵守及び再発防止に努めます。

1 発生日時 令和5年5月31日（水） 午前10時頃

2 誤って廃棄した交付請求書

住民票の写しなどの郵送による交付請求書一式（請求書、本人確認書類の写しなど）
令和4年9月から12月分にかけて交付が完了したもの 合計5,749件

3 誤って廃棄するに至った経過及び原因

住民票の写し等の交付請求書は、個人情報に記載されているため、廃棄にあたっては、市のクリーンセンター（ごみの焼却施設、河内、富久山の2施設）に市のごみ収集車で直接搬入しております。

今回も同様に河内クリーンセンターに搬入するため、ごみ収集車への積み込み作業を行いました。その際に書類保管箱に記載してある処理年月の確認が不十分であったため、誤って廃棄をしてしまったものです。

主な原因は、次の二つです。

- (1) 書類保管箱について、廃棄するものと新たに保管するものを同じ場所に置いて作業したこと
- (2) 廃棄する作業の全体の管理が不十分だったこと

4 誤った廃棄による市民の皆様への影響

交付請求書の原本を失ってしまったことから、その写しを希望される場合には、交付が不可能となりました。

一方で、今回誤って廃棄した住民票の写し等の交付請求書につきましては、情報システムによる発行の記録及び処理台帳への登録が完了しており、住民票等の請求履歴、発行履歴につきましては、これまでどおり、自己情報の開示が可能です。

※参考 郵送による請求に関わる自己情報の開示請求は、2022年度は2件でした。

5 再発防止について

- ・廃棄と保管場所の移動は、作業時間帯を明確に区分し、混同を生じないようにします。
- ・廃棄予定日の前日までに廃棄する書類保管箱を整理し、作業者に廃棄の表示と中身を確認させます。
- ・市民課長が指定する監督者を置き、監督者が終始一貫して作業の指示、監督を行います。
- ・公文書の保存期間を定めている「郡山市文書取扱規程」第 49 条及び保存期間を定めた同規程の「別表第 2」について改めて職員に周知徹底するとともに文書の管理全般に関し、定期的に職場内研修を行います。

【参考】郡山市文書取扱規程

(完成文書の保存期間)

第 49 条 完結文書の保存期間は、文書保存期間基準表（別表第 2）に定める公文書の区分に応じ、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 30 年
- (2) 10 年
- (3) 5 年
- (4) 3 年
- (5) 1 年